

藤沢市技能者表彰要綱

制定 令和6年5月17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、長く同一の職に従事し、技能の練磨、後進の育成等その職の向上発展に寄与した者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、技能功労者表彰、優秀技能者表彰及び優秀青年技能者表彰とする。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象者は、別表に掲げる職に従事している市内居住者又は主として市内において同表の職に従事している者で、表彰の種類に応じ、次の各号のとおりとする。

(1) 技能功労者表彰 次に該当する者

- ア 同一の職に30年以上従事している者で、年齢60歳以上のもの
- イ 優れた技能を持ち、他の模範と認められる者
- ウ 同一の職の指導的立場にある者
- エ 優秀技能者表彰を受けた者については、表彰の日から5年以上経過していること。

(2) 優秀技能者表彰 次に該当する者

- ア 同一の職に20年以上従事している者で、年齢40歳以上のもの
- イ 中堅技能者にふさわしい優れた技能を持ち、他の模範と認められる者
- ウ 優秀青年技能者表彰を受けた者については、表彰の日から5年以上経過していること。

(3) 優秀青年技能者表彰 次に該当する者

- ア 同一の職に5年以上従事している者で、年齢40歳未満のもの
- イ 優れた技能を持ち、将来を嘱望される者

(推薦手続)

第4条 表彰候補者の推薦は、別表に定める職の団体(以下「技能職団体」という。)が行うものとする。ただし、技能職団体のない職及び技能職団体に加入していない表彰候補者の推薦は、当該表彰候補者以外の者が行うものとする。

2 表彰候補者の推薦は、別記様式による技能者表彰推薦書を市長に提出して行うものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定により、技能者表彰推薦書の提出があったときは、別に定めるところにより設置する藤沢市技能者表彰選考委員会に諮問のうえ、表彰の可否を決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 市長は被表彰者に対し、表彰状等を授与し表彰を行うものとする。

2 表彰が決定した後に被表彰者が死亡した場合は、遺族に前項の規定に基づき表彰状等を贈ることができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期は、毎年11月1日の調査により、11月下旬に行う。

付則

1 この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

2 第3条第1号エの「優秀技能者表彰」には、藤沢市技能者表彰要綱を廃止する規程（令和6年藤沢市告示第164号）による廃止前の藤沢市技能者表彰要綱（昭和49年藤沢市告示第70号）に第3条第1項エの「優秀中堅技能者表彰」を含むものとする。

別 表

番号	職 の 名 称	職 の 内 容
1	石 工	石工用機械又は手道具で石材の切断、表面研ま、碑文ほりの作業及び石材を加工して石塔、石うすなどを製作する作業
2	印 刷 工	凸版印刷機、平版印刷機、オンデマンド印刷機、シルクスクリーン印刷機などで紙、金属板その他の素材に印刷、及び製本、版下制作デザインする作業
3	印章彫刻師	印章をつくるため、印材に文字などを彫刻する作業
4	貝 細 工 師	真珠、さんご、貝などの加工の作業
5	瓦屋根ふき職	屋根瓦をふくための手元作業、下ごしらえ準備、ふき作業
6	クリーニング職	被服類の洗濯の作業、インテリア、寝具等のクリーニング作業
7	建 築 大 工	現図書き、木材の木取り、墨付け、切組造作加工、野地ふき、床張り、造作取付などをし、木造建築物を建造する作業
8	広 告 美 術 士	広告看板、表示看板、ネオン看板等の製作、デザイン
9	左 官 職	木舞作業、壁土、しっくい、モルタルの練合せ作業、みがき出しの作業
10	写 真 師	一般大衆の肖像写真の撮影、焼付け、引伸し、修正の作業
11	食 肉 技 術 師	豚、牛、鶏等の食肉のカット等の作業
12	寝 具 製 造 業	布団等の寝具の製造
13	製 菓 技 術 師	原料の調合、仕込み、成形、乾燥等をした洋菓子、和菓子などを製造する作業
14	造 園 師	庭園の造築、庭木、芝などの植込み、手入れの作業
15	染 物 職	染料の調合、毛、糸、布の浸染め、機械なつ染、プリント、洗張、染み抜き、紋章上絵等の作業
16	タ イ ル 工	タイル、モザイク、テラッカで壁、床、浴槽などを張る作業
17	畳 職	部屋の採寸、新床畳の製作及び敷き込み作業、表替、裏返し の作業、薄縁の製作、その他畳工事一式
18	建 具 職	戸、障子などの建具を製造又は修理する作業
19	打 綿 職	布団綿、真綿の製造、古綿の打直し、脱脂綿の精製などの作業
20	調 理 師	飲食店、旅館、工場、病院など一般家庭以外の場所において、献立の作成、飲食物の調理をする作業
21	電 気 工 事 士	住宅その他建築物及び船舶、鉄道車両などの電灯、電気照明設備などの配線工事又は保守の作業及び電気器具等の据え付け保守の作業

番号	職 の 名 称	職 の 内 容
22	豆腐製造職	大豆のひき砕き、豆汁の煮沸、豆乳の布こし等、豆腐を製造する作業及び豆腐の焼き揚げなどの作業
23	時計修理士	時計の分解と掃除、調整の作業
24	塗 装 工	塗料の調合、下地調整、下塗り、中塗り、上塗りの作業
25	と び 職	建築物基礎、足代掛、建方、建物解体、建築物等移動の作業
26	配 管 工	給排水、ガス、給湯、空調、換気等の施工に係る配管及び取付工事の作業
27	鍼灸マッサージ指 圧 師	あんま（マッサージ指圧を含む。）はり、きゅうの仕事
28	建築板金工	金属板を切断、折り曲げ、貼り合わせなどにより加工を行い、屋根、外壁、雨といをはじめダクト、天蓋などの製造、取り付けする作業
29	表具内装師	ふすま、障子、掛軸、額、屏風などを作成修理する表装（表具作業）、クロス貼り、張替などの表装（壁装作業）、床仕上、窓装など和洋室内を装飾する作業
30	美 容 師	パーマネントウエーブ、結髪、化粧、美顔術、着付、染毛術などの美容サービスの仕事
31	ブロック建築工	ブロック建築の作業
32	洋 裁 師	衣服を作り又は修理するため、意匠、考案、採寸、型紙作り、型入れ、裁断、縫いなどの作業
33	洋服仕立師	洋服を仕立て又は修理するための意匠、考案、採寸型紙作り、型入れ、裁断、縫いなどの作業
34	和 裁 師	生地を裁断手縫いして和服を仕立てる作業
35	理 容 師	頭髪の刈込み、顔そり、洗髪、アイロンかけなど理髪サービスの仕事
36	自転車組立修理工	自転車の組立、修理の作業
37	硝子装着工	ガラスを所要の大きさに切断し、窓、飾棚等の枠にはめこむ作業
38	鋸目立職	のこぎりの刃を研磨し、目を調整する作業
39	歯科技工士	入歯及び歯冠の加工作業
40	フラワー装飾士	伝統的生け花の花材調達及び冠婚葬祭、各種礼式のフラワー装飾をデザインし、製作する作業
41	その他市長が適当と認めた職	